

子会社の決算体制から内部統制の留意点まで 組織再編後の最初の決算 に際してのポイント

新日本有限責任監査法人
公認会計士 加藤 圭介

はじめに

企業再編は期末や期首に限らず、期中でも行われるものであり、四半期の決算や開示を経験していても、年度末の決算を迎えるにあたっては新たに対応すべき課題が多く存在するものと考えられる。

本稿では、期末決算に特有の留意事項として、当期の期中に組織再編を行った企業が、再編後最初の年度末決算を迎えるにあたり留意すべき点を、会計基準や開示制度からの観点を中心に、実務上のポイントについても解説を行う。なお、文中で特に断りのない場合には、連結財務諸表作成会社が、期中に取得した会社を連結子会社としたケースを前提とする。

また、文中意見に係る部分は筆者

の私見である旨、あらかじめお断り申し上げます。

連結子会社の個別財務諸表作成上の留意点

(1) 会計基準の適用の網羅性

取得した会社が、小規模であり、会計監査人設置会社でない場合などには、一般に公正妥当と認められる会計基準のすべてを適用していないことがある。このような場合においても、取得した会社を連結の範囲に含めてからは、原則として一般に公正妥当と認められる会計基準を適用する必要がある。

ただし、四半期において特有の処理や簡便的な処理が認められている項目(企業会計基準適用指針14号)四

半期財務諸表に関する会計基準の適用指針(以下、「四半期適用指針」という)3項(30項)、あるいは、重要性の観点から適用しないこととした一部の項目について、年度末から原則的な方法を適用することが考えられる。税効果会計、固定資産の減損等の複雑性が高く、見積りの要素を含む項目について、年度決算で四半期決算と異なる会計処理を行うケースがあると考えられるが、会計基準に関する正確な知識を習得するとともに、会計処理の前提となる合理的で実現可能性のある事業計画の策定等を行うことのできる決算体制の整備が必要となる。

(2) 連結子会社と親会社の会計方針の統一

① 年度末に会計方針を統一することが想定されるケース
同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社および子会社が採用する会計処理の原則および手続は、原則として統一しなければならぬものとされている(企業会計基準22号「連結財務諸表に関する会計基準」(以下、「連結会計基準」という)17項)。

ただし、統一の要否については、図表1のとおり会計処理によって取扱いが異なっており、資産の評価方法および固定資産の減価償却の方法については、本来統一することが望ましいが、事務処理の経済性等を考慮し、必ずしも統一を要しないものとされている(日本公認会

(図表1) 会計処理の統一の要否

原則として統一すべき会計処理	必ずしも統一を必要としない会計処理
<ul style="list-style-type: none"> 資産の評価基準 同一の種類繰延資産の処理方法 引当金の計上基準 営業収益の計上基準 	<ul style="list-style-type: none"> 棚卸資産の評価方法 有価証券の評価方法 固定資産の減価償却の方法

(出所) 監査上の取扱い5項に基づき筆者作成